

第37号議案

島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例

島根県立青少年社会教育施設条例（平成3年島根県条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表の2の(1)の(ア)の表中

「

第5研修室	1,480	1,980	1,980	3,480	3,980	5,480
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

」を

「

第5研修室	1,480	1,980	1,980	3,480	3,980	5,480
第6研修室	260	350	350	610	690	950

」に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の使用に係る島根県立青少年の家の施設及び設備の使用の許可に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。